

3 ^{てつづ}どんな手続きをするの



^{じぜん} ^{そうだん} ^{とうろく}
事前に相談し、登録します

^{しょう} ^も ^{かた}
障がいをお持ちの方の
^{じょうたい} ^{かてい} ^{じょうきよう}
状態や家庭の状況など

をお聞きして、「もしもの
^{とき}
時」のために、^{ぐたいてき} ^{たいおう}
具体的な対応
^{かんが}
を考えます。



4 「もしもの時」^{とき} ^{たいおう}の対応は



「もしもの時」^{とき}が発生した場合に
^{じぜん} ^{とうろく} ^{ないよう} ^{もと}
は、事前に登録した内容に基づき
^{たいおう} ^{おこな}
対応を行います。

また、その後の生活が困らないよ
^{しょうがいふくし} ^{ちようせい}
うに障害福祉サービスの調整な
^{てつだ}
どのお手伝いをします。



「もしもの時」^{とき}はいつ来る
かわかりません。

しかし、^{じぜん} ^{じゅんび}
事前に準備をしていく

ことで、^{ふあん} ^{すく}
不安を少なくすることは

^{かのう} ^{ふあん} ^{かた} ^{じゅんび}
可能です。不安のある方や、準備

^{ほうほう} ^{かた}
の方法がわからない方は、まずは

^{かき}
下記までにご相談ください。

「もしもの時」^{とき}についてのご相談は・・

◆ ^{くしろししょう} ^{しゃきかんそうだんしえん}
釧路市障がい者基幹相談支援センター

☎ 0154-65-7380



^{ちい きせいかつしえん きよてんとうじぎょう}
地域生活支援拠点等事業への問い合わせは・・

◆ ^{くしろしふくしふしょう} ^{ふくしか}
釧路市福祉部障がい福祉課

☎ 0154-31-4537



^{かぞく}
あなたや家族の
^{とき}
「もしもの時」のために



^{くしろししょう} ^{しゃちい きせいかつしえん きよてんとうじぎょう}
釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業



1 「もしもの時」ってどんな場合？

「もしもの時」とは、自宅で生活をする障がいをお持ちの方が、家族の急な入院などにより、生活が続けられなくなった状況などをいいます。
「もしもの時」に困らないように、事前に相談し、備えていく方法についてお手伝いします。



相談から緊急時の対応まで



2 どのような人が対象になるの？

- 一人暮らしのために、「もしもの時」の支援が受けられない重度の障がいをお持ちの方
- 同居する家族も障がいや病気があり、支援を受けることが難しい状況にある重度の障がいをお持ちの方



※短期入所

短期間、グループホーム等に宿泊し、食事や入浴等の支援を受けられる障害福祉サービスです。